

新潟市教育委員会教職員の自家用車の公務使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立学校に勤務する教職員が自家用車を公務のための旅行に使用する場合や事故が発生した場合などの取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(自家用車の定義)

第2条 この要綱において、自家用車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車で、職員又は生計を一にする家族が所有するもの（所有権が留保されているもの及びリース契約により使用するものを含む。以下同じ。）をいう。

(自家用車の公務使用)

第3条 教職員は、公用車が使用できない場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、自家用車を公務のための旅行に使用することができる。ただし、新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）の適用者（以下「教育職員」という。）以外の職員にあつては、新潟市内、聖籠町、新発田市、阿賀野市、五泉市、田上町、加茂市、三条市、燕市、長岡市及び弥彦村の地域に限る。また、当該地域外や、次の各号のいずれにも該当しない場合であっても、学校人事課と協議の上、使用を認められたときは、この限りではない。

- (1) 一般の交通機関の運行状況が悪いとき。
- (2) 多量の書類、機器材その他の物品を運搬するとき。
- (3) 用務が早朝若しくは深夜にわたるため又は用務先が多いため一般の交通機関の利用が著しく不便なとき。
- (4) その他緊急やむを得ない事情があるとき。

2 教職員は、前項に該当する場合において業務上必要なときは、他教職員を同乗させることができる。

3 教職員は、第1項に該当する場合において次の各号の一に該当するときは、園児・児童・生徒を同乗させることができる。

- (1) 負傷又は疾病に伴う救急業務を行うとき。
- (2) 非常時、災害時等における緊急対応を行うとき。
- (3) その他、学校人事課と協議の上、使用を認められたとき。

4 教職員は、第1項に該当する場合であっても次の各号のいずれかに該当するときは、自家用車を公務に使用してはならない。

- (1) 公務に使用しようとする自家用車の運転免許を取得後、1年を経過していないとき。
- (2) 自動車又は原動機付自転車の運転により事故を起こし、罰金以上の刑に処せられてから1年を経過していないとき。
- (3) 公務に使用しようとする自家用車の運転免許について、事故以外の違反により運転免許停止処分を受けた場合、処分の日から1年を経過していないとき。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用期間を経過していないとき（教育職員を除く。）。
- (5) 教職員が、自動車損害賠償責任保険のほかに、教職員の運転が対象となる対人保険の賠償額

が無制限（原動機付自転車にあつては1億円以上）、対物保険の賠償額が500万円以上の任意保険契約を締結していないとき。

- (6) 前号に定めるもののほか第3項の場合にあつては、搭乗者保険又は人身傷害保険の賠償額が500万円以上、無保険車傷害保険の賠償額が1億5千万円以上の任意保険契約を締結していないとき。

(手続き)

第4条 公務のための旅行に自家用車を使用しようとする教職員は、あらかじめ校園長に公務使用自家用車届出書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項において、届出事項に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を校園長に届けなければならない。

3 第1項の届出を行った教職員が、公務のための旅行に自家用車を使用するときは、あらかじめ、旅行の都度、前条第1項に該当する旨の申し出を行い、校園長の承認を得るものとする。

4 前項において、校園長は、教職員が使用しようとする自家用車が社会通念上当該公務のための旅行に適当でないと認めるときは、使用を承認しないことができる。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、自家用車を公務のための旅行に使用する場合には、次の各号に掲げる事項を守り、安全の確保に努めなければならない。

(1) 校園長の命令並びに法令の規定を遵守すること。

(2) 健康管理に留意し、心身の状態がすぐれないときは運転しないこと。

(3) 整備不良による事故などを防止するため、自家用車の整備点検を行うこと。

2 校園長は、前3号に掲げる事項について必要な指導監督に努めなければならない。

(事故発生時の措置)

第6条 教職員が、自家用車を公務のための旅行に使用することにより事故の当事者となった場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の規定により直ちに運転を停止して、負傷者の救護、道路における危険防止及び警察官への報告など必要な措置を講じるとともに、直ちに校園長に報告しなければならない。

2 校園長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその実態を調査し、別に定めるところにより学校人事課に報告しなければならない。

(事故発生時の損害賠償)

第7条 教職員が、自家用車を公務のための旅行に使用することにより事故の加害者になった場合は、法令の定めるところにより、市がその損害の賠償責任を負うものとする。ただし、当該交通事故が教職員の故意又は重大な過失によるときで、市が賠償の責に任じたときは、市は当該教職員に対して求償権を有する。

2 前項の場合において、当該教職員の自家用車について締結されている保険金又は共済金などを優先的に充当するものとする。

3 市は、教職員の自家用車が破損した場合の費用については、補償しないものとする。

(職員が負傷した場合の補償)

第8条 職員が、自家用車を公務のための旅行に使用することにより事故により傷害などが生じた場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより必要な補償を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自家用車の公務使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

公務使用自家用車届出書

所属長							
			年 月 日届出				
使用 者	所 属		職 名		氏 名		
使用区分	引率・同乗の可否		1 引率・同乗する ・ 2 引率・同乗しない				
運 転 免 許	種 類		取得年月日		免 許 の 条 件 等		
使 用 車 両	車 種		車 名		年式	総排気量	乗車定員
						L	
	登 録 番 号		車検証有効期限		所有者の住所・氏名(教職員との関係)		
					()		
加入して いる 損害保険	種 類		契約先	契約者	金額(百万円)	期間	契約番号
	強 制 保 険					～	
	任意保険	対 人			百万	～	
		対 物			百万	～	
		搭乗者 人身傷害			百万	～	
		無保険			百万	～	

- (注) 1 車両1台につき1枚提出すること。
2 運転免許は、所有する免許の種類ごとに記入すること。
3 運転免許証、車検証及び保険契約書の各写しを添付すること。
4 「無保険」とは、無保険自動車傷害特約をいうものであること。
5 この様式は毎年度提出すること。